

# 一般社団法人日本歯科医学会連合 役員を選任に関する規則

平成29年3月17日制定

令和3年3月3日改正

令和5(2023)年3月8日改正

令和6(2024)年12月11日改正

## (趣旨)

第1条 一般社団法人日本歯科医学会連合（以下「当法人」という。）役員を選任については、定款第21条第1項及び第22条第1項に定めるもののほか、定款第21条第3項に基づき定めるこの規則による。

## (役員選任の基本方針)

第2条 当法人設立の目的に鑑み、持続可能かつ自律的に当法人が運営されるように当法人の役員をこの規則に従って選任する。

## (理事の選任手続き)

第3条 当法人の理事の選任は、別途定める理事候補者選挙で当選した6名及びこれ以外に理事会で決定した4名（理事候補者選挙当選者が6名未満の場合は合計10名となるように増員させる。）を理事候補者案として総会に上程し、定款第21条第1項に従って総会の決議により理事に選任することによって行う。

## (理事長、副理事長、専務理事の選任手続き)

第4条 当法人の理事長、副理事長2名及び専務理事の選任は、前条により選任された理事の中から、定款第22条第1項に従って理事会の決議により理事長、副理事長及び専務理事に選定することによって行う。

## (監事の選任及びその手続き)

第5条 監事は、学識、経験などを考慮して適任者を選任する。

2 前項の選任は、理事会において総会へ推薦すべき適任者を選定して、定款第21条第1項に従って総会の決議により監事に選任することによって行う。

## (改正)

第6条 この規則は、理事会の議を経て、総会の決議によって改正することができる。

## 附 則

1 この規則は、平成29年3月17日から施行する。

2 この規則は、当法人の置かれた社会状況を勘案し、施行後遅くとも5年を目途として、理事会においてこれを見直し、必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和3年3月3日改正）

- 1 この規則の改正は、令和3年3月3日から施行する。
- 2 この規則は、当法人の置かれた社会状況を勘案しながら、今後も適宜理事会においてこれを見直し、必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和5（2023）年3月8日改正）

- 1 この規則の改正は、令和5（2023）年3月8日から施行する。
- 2 この規則は、当法人の置かれた社会状況を勘案しながら、今後も適宜理事会においてこれを見直し、必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和6（2024）年12月11日改正）

- 1 この規則の改正は、令和6（2024）年12月11日から施行する。
- 2 この規則は、当法人の置かれた社会状況を勘案しながら、今後も適宜理事会においてこれを見直し、必要な措置を講ずるものとする。